

平成28年11月10日
四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（平成28年10月分）について

平成28年10月に、当社から愛媛県ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下の2件です。これらの事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所 阿蘇山噴火による降灰の確認について	10月8日	-	C
2. 伊方発電所3号機 原子炉トリップ回路ロジック検査の中断について	10月18日	-	C

県の公表区分 A：即公表
B：48時間以内に公表
C：翌月10日に公表

今月は過去に発生した通報連絡事象についての原因と対策をまとめた報告書の提出はありませんでした。

（別紙）伊方発電所における通報連絡事象の概要（平成28年10月分）

以上

伊方発電所における通報連絡事象の概要（平成28年10月分）

1．伊方発電所 阿蘇山噴火による降灰の確認について

10月8日4時39分頃、伊方発電所構内において、阿蘇山噴火による降灰を確認しました。

その後、プラント全般の巡視点検を実施するとともに、各プラントパラメータのチェックを実施し、7時40分、プラントに異常のないことを確認しました。

なお、伊方発電所での降灰状況は少量（ぱらぱらと認められる程度）でした。

2. 伊方発電所3号機 原子炉トリップ回路ロジック検査の中断について

10月18日、通常運転中の伊方発電所3号機において、原子炉トリップ回路ロジック検査^{*1}中に、検査のために開放した原子炉トリップ遮断器2台が、再投入されました。

これは、自動試験装置の試験許可スイッチを「試験許可」から速やかに「通常」に戻さず、「試験許可」状態で長く保持したことから、自動試験装置から発信されたりセット信号により遮断器が再投入されたものであることを確認しました。

このため、検査をやり直して当該遮断器が正常に動作することを確認しましたが、検査の終了時間が保安規定で定める検査条件の時間を超える可能性があったため、11時30分に検査を中断しました。

その後、検査要領書に試験許可スイッチの操作についての注意事項を追加し、再度検査を行い、10月19日12時10分、問題なく検査を終了しました。

なお、本事象によるプラント運転への影響および周辺環境への放射能の影響はありませんでした。

*1 原子炉トリップ回路ロジック検査

原子炉停止信号により、原子炉トリップ遮断器が開放することを確認する検査であり、1回/月の頻度で実施している。なお、A、B、C、Dの4系統のうち、2系統を交互に検査するため、遮断器単独では1回/2月の頻度となる。

伊方発電所3号機 原子炉トリップ回路ロジック検査 概要図

